

18 食品衛生

1 食の安全・安心確保対策事業

(1) 食品衛生監視指導(食品衛生法第24条に基づく監視計画)

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。なお、当センター独自の取り組みとして、福井市中央卸売市場の早朝監視および焼肉施設等の夜間監視指導を実施しています。

(2) 食品衛生関係許可事務

食品衛生法および福井県食品衛生条例に基づく新規許可、継続許可および変更・廃止手続きおよびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

項目 業種		28年度				27年度		26年度		
		営業施設数 (年度末)	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数
継続	新規									
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,098	192	101	110	573	1,111	530	1,106	326
	仕出し屋・弁当屋	436	73	41	34	285	420	206	416	193
	旅館	78	15	4	11	50	85	32	82	29
	その他	2,336	358	277	279	1,101	2,343	1,000	2,369	1,123
菓子(パンを含む。)製造業		463	72	37	39	226	465	207	442	211
乳処理業		1	0	0	0	1	1	1	1	1
特別牛乳さく取業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		6	0	2	0	5	4	4	4	7
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		434	60	44	33	279	423	252	414	239
魚介類せり売り営業		2	1	0	0	6	2	6	2	7
魚肉ねり製品製造業		3	0	0	0	2	3	2	4	1
食品の冷凍又は冷蔵業		23	5	0	0	16	23	21	23	19
かん詰又はびん詰食品製造業		4	0	1	1	3	4	1	3	0
喫茶店営業		773	109	53	87	73	807	124	910	90
あん類製造業		3	0	0	0	1	3	3	3	2
アイスクリーム類製造業		89	20	10	7	51	86	45	87	49
乳類販売業		698	79	48	67	175	717	140	760	184
食肉処理業		39	4	0	2	30	41	36	43	18
食肉販売業		375	36	38	22	194	359	209	348	214
食肉製品製造業		4	1	0	1	3	5	0	5	2
乳酸菌飲料製造業		1	0	0	0	1	1	0	1	3

食用油脂製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
みそ製造業	15	3	1	1	7	15	6	16	7
醤油製造業	13	0	0	0	13	13	5	14	8
ソース製造業	10	2	0	0	2	10	7	10	0
酒類製造業	18	5	0	0	6	18	1	18	5
豆腐製造業	28	9	0	8	19	36	19	38	9
納豆製造業	3	1	0	0	2	3	1	3	0
めん類製造業	34	6	2	2	27	34	23	34	14
そうざい製造業	163	19	9	2	144	156	123	151	154
添加物製造業	1	0	0	0	0	1	0	1	0
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業	9	3	1	2	5	10	4	11	9
氷雪製造業	3	1	0	0	2	3	2	3	1
氷雪販売業	3	2	0	0	7	3	7	4	7
計	7,166	1,081	669	708	3,309	7,205	3,017	7,326	2,933

表2 福井県食品衛生条例に基づく営業施設数・監視指導の状況

項目 業種		28年度				27年度	26年度			
		営業施設数 (年度末)	許可・登録 施設数		廃業 施設数	監視 指導 施設数	営業施設数 (年度末)	監視 指導 施設数		
継続	新規		営業施設数 (年度末)	監視 指導 施設数						
許可	魚介類加工業	50	8	5	1	29	46	24	46	26
	漬物製造業	38	4	2	5	12	41	12	41	19
	小計	88	12	7	6	41	87	36	87	45
登録	魚介類行商営業	23	6	0	3	6	26	8	28	4
計		111	18	7	9	47	113	44	115	49

表3 食品衛生法による許可が不要である食品営業関係施設数・監視指導の状況

項目 業種		28年度		27年度		26年度	
		年度末 施設数	監視 指導数	年度末 施設数	監視 指導数	年度末 施設数	監視 指導数
給食施設	学校	61	116	59	53	59	55
	病院・診療所	49	44	58	19	58	21
	事業所	7	4	7	1	9	4
	その他	161	176	151	92	148	111
その他		1,762	426	1,673	713	1,608	594
計		2,040	766	1,948	878	1,882	785

(3)食品の収去(食品衛生法第28条に基づく食品の行政検査)

計画的に県内外に流通する食品の検査を行い、安全を確認しています。平成28年度の検査件数は186件、そのうち食品表示法違反を含む不適合件数5件については、速やかに改善したことを確認しています。

表4 食品収去検査の状況

28年度		27年度		26年度	
検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数	検査件数	不適合件数
186	5	189	15	207	9

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

(1)食品衛生講習会の開催

許可を要する営業施設および許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした定期の講習会だけでなく、一般消費者からの依頼に応じた講習会も開催し、総受講者数は4,175名でした。受講率の向上や利便性を図るために、日曜開催の取り組みも実施しています。

表5 食品衛生講習会の開催状況

28年度		27年度		26年度	
実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
68	4,175	70	3,955	73	3,784

(2)自主管理プログラム認証制度の取得推進

平成17年度から、HACCP*手法を取り入れた福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度の取得を促進しており、平成28年度は新たに1施設が認証を取得しました。その結果、認証施設数は計51施設(12業種)となりました。

表6 認証施設の状況

28年度		27年度		26年度	
新規認証数	年度末 認証施設数	新規認証数	年度末 認証施設数	新規認証数	年度末 認証施設数
1	51 (12業種)	6	50 (12業種)	4	44 (11業種)

*HACCP(ハサップ: Hazard Analysis Critical Control Point)

米国航空宇宙局(NASA)により開発された宇宙食製造のための衛生管理手法です。この手法は、食品の製造業者が食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害を予め調査・分析し、この分析結果に基づいて製造工程全般を通し管理上重要な段階に遵守すべき基準を設け、常時監視することにより製品の安全性を確保するシステムです。これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



3 食品による健康被害等に関する対応

(1)食中毒に関する調査(食品衛生法第56条等)

平成28年度の管内の食中毒発生は3件で、病因物質はいずれもノロウイルスでした。

表7 食中毒発生の状況

年度	件数	発生日	患者数/ 摂食者数	原因食品	病因物質
28	3	H28.4.21	6/16	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	ノロウイルス
		H28.12.22	2/21	福井市内の飲食店(すし)が提供した食事	ノロウイルス
		H29.1.31	3/49	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	ノロウイルス
27	2	H27.6.7	11/186	福井市内の飲食店(食堂)が調製した弁当	ウェルシュ菌
		H27.11.9	3/18	福井市内の飲食店(旅館)が提供した食事	ノロウイルス
26	4	H26.4.27	3/5	福井市内の飲食店(料理)が提供した刺身	グア・セプテンブクタータ
		H26.5.31	2/2	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	腸管出血性大腸菌O26
		H26.7.21	3/9	福井市内の飲食店(食堂)が提供した食事	腸管出血性大腸菌O157
		H26.7.22	2/9	福井市内の飲食店(社交飲食)が提供した食事	腸管出血性大腸菌O157

(2)食品による健康被害等に関する行政処分(食品衛生法第54条等)

平成28年度は、(1)の食中毒原因施設3件の営業者に対し、被害の拡大防止、原因究明および再発防止を図るために食品衛生法に基づいて営業停止命令の行政処分を行いました。

表8 行政処分の状況

項目 年度	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
28年度			3			
27年度		1	2			
26年度			3			1

(3)一般相談への対応

飲食店や菓子製造業などの開業相談や表示相談および有症苦情・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は4,316件あり、このうち、有症苦情は84件、異物混入の相談が12件でした。

表9 食品関係相談の状況

28年度			27年度			26年度		
相談件数			相談件数			相談件数		
	有症苦情	異物混入		有症苦情	異物混入		有症苦情	異物混入
4,316	84	12	4,215	27	23	3,519	42	36

4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

(1)試験

平成28年6月5日(日)に県立大学(福井キャンパスおよび小浜キャンパス)で実施しました。当センター管内については、調理師試験は受験者数86名中合格者49名、製菓衛生師試験は受験者数21名中合格者10名でした。

(2)免許申請

年度内に処理した調理師免許申請は156件(新規105、再交付24、書換27)であり、製菓衛生師免許申請は19件(新規19、再交付0、書換0)でした。

表10 調理師・製菓衛生師試験・免許事務の状況

項目 年度	調理師							製菓衛生師						
	試験			免許申請				試験			免許申請			
	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計	受験数	合格数	合格率	新規	再交付	書換え	計
28年度	86	49	57.0	105	24	27	156	21	10	47.6	19	0	0	19
27年度	90	45	50.0	91	35	19	145	21	16	76.2	16	1	1	18
26年度	123	65	52.8	104	29	32	165	16	10	62.5	17	1	2	20

19 動物愛護および狂犬病予防

1 動物愛護推進計画に基づく業務の推進(狂犬病予防対策および動物愛護対策)

県が策定した第2次動物愛護推進計画(平成26年3月)に基づいて業務を推進しました。

(1)動物由来感染症(狂犬病を含む)対策

狂犬病で知られる身近な動物から人への感染の恐れがある病気(動物由来感染症)の予防法や正しい情報を市町、県獣医師会、教育委員会等と連携し、広く提供しています。

(2)動物愛護対策

動物の愛護及び管理に関する法律および福井県動物の愛護および管理に関する条例に基づき、適正飼養の普及啓発を図るとともに、保護、引き取りした犬・猫の命を救うため、平成27年度より動物の飼養管理について専門性を持った業者に委託し、飼養動物の健全化、殺処分数を減らす取り組みを行っています。

表1 動物愛護管理業務の実施状況

業務 年度	野犬捕獲頭数	犬の引取頭数	ねこの引取頭数	負傷収容	犬の譲渡頭数	ねこの譲渡頭数	返還頭数	他センターへの移送	他センターから受入	処分頭数※	咬傷事故件数	苦情・相談件数
28年度	17	23	98	20	12	88	32	17	8	12	9	1,200
27年度	30	24	129	15	23	103	36	21	15	27	6	861
26年度	29	26	144	23	25	78	27	1	13	116	4	494

※処分頭数には収容中死亡を含む

表2 譲渡会の開催状況

年度	開催回数	譲渡頭数	
		犬	猫
28年度	10	0	12
27年度	12	5	16
26年度	5	8	8

2 動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平成18年から動物取扱業が登録制となり、特定動物施設が許可制となりました。そのうち、平成25年9月改正の動物愛護管理法により動物取扱業が第一種動物取扱業に名称変更となり、新たに営利性を目的としない動物愛護団体の動物シェルター、一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設が第二種動物取扱業として届出制となり監視等を行っています。

表3 第一種動物取扱業登録施設数・監視指導の状況

年度	施設数	業種内訳					監視指導数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
28年度	73	36	47	2	3	9	78
27年度	72	36	48	2	2	7	72
26年度	74	40	50	2	2	5	76

表4 第二種動物取扱業届出施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳				監視指導数
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
28年度	6	4	1	1	4	6
27年度	5	2			3	5
26年度	3	1			2	3

表5 特定動物飼養許可施設数・監視指導の状況

年度	施設数	動物種	頭数	監視指導数
28年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	18 頭	1
27年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	18 頭	1
26年度	1	おながざる科 マカク属 ニホンザル	19 頭	1

狂犬病の予防について

狂犬病は、狂犬病ウイルスによる感染症で、犬だけでなく、すべての哺乳類に感染します。発症した動物に咬まれることで感染し、発症した場合は、治療方法はなく、ほぼ100%死に至るとても怖い病気で、人間は主に犬に咬まれることで感染します。

狂犬病予防法が制定される 1950 年以前、国内では多くの犬が狂犬病と診断され、人も狂犬病に感染し死亡していました。狂犬病予防法が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、わずか 7 年という短期間に狂犬病を撲滅するにいたりました。犬の登録、予防注射が狂犬病予防にいかに重要な役割を果たすかが理解できます。

狂犬病の発生状況については、日本国内では、1957年以降発生がありませんが、近年、ヒトを含め物流が活発化しています。

万が一、狂犬病に感染した動物が日本に上陸した場合でも、狂犬病予防注射を接種していることで、大事な飼い犬が死亡する危険を回避するだけでなく、国内における狂犬病の蔓延を防ぐことができます。

日本では、飼い主が飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病の予防注射(毎年)を接種する義務があります。室内で飼育していても、登録と予防注射の接種は必要ですので、必ず接種し、狂犬病の予防に努めてください。

20 環境衛生

1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法(営業六法)に基づく営業施設について監視指導を実施しています。

レジオネラ症予防対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館77施設に対して監視指導を実施しました。浴槽水については、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

表1 営業六法施設数・監視指導の状況

項目 業種		28年度				27年度		26年度	
		(年度末) 営業施設数	新規施設数	廃業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数	(年度末) 営業施設数	監視指導施設数
理容所		338	6	10	43	345	60	362	73
美容所		721	28	21	112	716	111	723	127
クリーニング所	洗濯所	87	6	4	69	86	5	87	101
	取次所	273	3	1	3	275	6	301	0
公衆浴場	普通	10	0	0	5	10	1	13	4
	特殊	40	3	2	8	39	11	39	18
旅館	ホテル	27	4	4	6	27	5	25	26
	旅館	83	0	2	4	85	18	86	26
	簡易宿所	43	4	2	8	41	34	26	3
	下宿	0	0	1	0	1	4	4	0
	特例	0	3	3	3	0	4	0	4
興行場	常設	23	5	4	5	22	0	22	2
	仮設	-	-	-	-	-	-	-	-
計		1,645	62	54	266	1,647	259	1,688	384

2 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽設置者講習会の開催や、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表2 浄化槽設置基数・浄化槽工事業届出の状況

項目 年度	浄化槽 設置基数	工事業 (届出件数)	工事業 (登録件数)	保守点検業 (登録件数)
28年度	20,633	151	0	6
27年度	20,577	153	0	6
26年度	22,591	152	1	6

3 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。

法改正により簡易専用水道、専用水道および井戸水については、平成25年4月1日から市町へ事務が移譲されています。

表3 水道施設数・監視指導の状況

業種 年度	上水道		簡易水道		飲料水供給施設	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数※	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
28年度	2	1	30	30	23	23
27年度	2	1	31	31	23	23
26年度	2	1	31	31	23	23

※上水道は福井市と永平寺町の2施設あるが、福井市は国の所管となる。

4 特定建築物に対する監視指導

多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、定期的に監視指導を行っています。平成28年度の監視指導数は26件でした。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

表4 特定建築物施設数・監視指導の状況

年度 種別	28年度		27年度		26年度	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
興行場	1	0	1	1	1	0
百貨店	7	0	7	5	7	2
店舗	22	8	22	5	22	9
事務所	48	11	48	16	48	11
学校	12	0	12	1	12	7
旅館	17	6	16	1	16	8
その他	17	1	16	0	16	1
計	124	26	122	29	122	38

表5 建築物衛生管理業登録の状況

種 別	28年度	27年度	26年度
	登録件数 (年度末)	登録件数 (年度末)	登録件数 (年度末)
清掃業	10	11	13
空気環境測定業	4	4	5
飲料水貯水槽清掃業	18	18	16
ねずみ昆虫等防除業	12	12	12
飲料水水質検査業	3	3	3
排水管清掃業	3	3	3
環境衛生総合管理業	10	10	9
計	60	61	61

5 温泉

温泉法に基づき、温泉利用許可施設への立入等監視指導を行っています。平成28年度の監視指導数は、浴用許可施設11件でした。

表6 温泉施設数・監視指導の状況

種別 年度	源泉		浴用許可		飲用許可	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
28年度	20	0	26	11	4	0
27年度	20	1	26	10	4	0
26年度	21	2	27	17	5	5

6 遊泳用プールの衛生管理の徹底

17件の対象施設の内、3件が休業中です。残り14件に対し、国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

表7 プール施設数・監視指導の状況

年度	施設数 (年度末)	監視対象施設数		監視指導施設数
		うち休業数	監視対象施設数	
28年度	17	3	14	14
27年度	17	2	15	15
26年度	16	1	15	15

<参考>墓地・埋葬等関係：法改正により、平成24年4月1日から市町へ事務移譲済み。